

著作物対比表

番号	原告著作物	被告著作物
1	<p>(2頁2～7行)</p> <p>その日、私は、その書物を返すために、彼の勤め先である大学の研究室に赴いた。その書物の返還については、特に期限は設けられていなかった。</p> <p>しかし、彼は、返還が遅いと大変立腹し、私を叱責したのである。</p>	<p>(3頁1～6行)</p> <p>その日、私は、その本を返そうと、あの人の働いている大学の研究室を訪れました。あの人は、その本の返還はいつでもよいと言っていました。</p> <p>ところが、あの人は、返すのが遅いとひどく私を怒ったのです。</p>
2	<p>(12頁11行～13頁14行)</p> <p>驚くべきことに、研究報告は、大部分がその書物からの引用ないし模倣で、殊に、中心的論点である「構造」の部分については、仮説、論証、結論の全てを模倣してしまっていた。</p> <p>さらに、.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>口外を禁じたのだ。</p>	<p>(13頁13行～14頁16行)</p> <p>驚いたことに、レポートは、ほとんどがその本からの盗用またはアレンジで、レポートのうち最も力を注がれた「構造」では、結論のみならず、その過程からして盗作なのでした。</p> <p>しかも、.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>口止めをしたのです。</p>
3	<p>(23頁28行～24頁4行)</p> <p>あのとき以来、彼の他の研究成果についても.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>書庫に眠ったままである。</p>	<p>(25頁2～8行)</p> <p>あのとき以来、あの人の他の論文についても.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>埃をかぶったままなのです。</p>
4	<p>(35頁8行～36頁2行)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(37頁12行～38頁6行)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>